

委託ご請求の協力企業様

取適法が適用される取引について

①製造委託（消費税 10%）

製造委託とは、物品の製造販売や、製造を委託されている事業者が、品質・規格・ブランド・デザインなどを定めた上で、ほかの事業者へ製造加工などを任せることを指します。

例) 設計.竣工図書の製本・社名入りヘルメット・名刺・腕章やワッペン等の作成などの委託

②修理委託（消費税 10%）

修理委託とは、物品の修理を受注した事業者がほかの事業者へ修理対応を任せることや、自社で用いている物品を自社内で修理している場合に、ほかの事業者へ修理対応を任せることなどを指します。

例) 看板等の施設、備品等修理などの再委託

③情報成果物委託（消費税 10%）

情報成果物作成委託とは、情報成果物(映像コンテンツやプログラムなど)の提供作成を自ら行う又は受注した事業者が、ほかの事業者へ作成を任せることを指します。

例) 設計.施工.測量.竣工図・現地調査報告書・規格提案書等の作成などの再委託

④役務提供委託（消費税 10%）

役務提供委託とは、サービスの提供を行う事業者が、ほかの事業者へ対応を任せることを指します。

例) 緑化維持管理業務・警備業務・スズメバチ駆除業務などの再委託

⑤特定運送委託（消費税 10%）

特定運送委託とは、荷主が自社の事業のために行う物品の運送を他の事業者（個人を含む）に委託する取引全般を指します。

例) 機器メーカーの製造機器運送、修理した自動車の運送などの委託

※使用していただく請求書書式につきましては、①～⑤いずれの場合でも「竣工納品確認書兼 請求書」となります。

※①製造委託において、事業者が品質・規格・ブランド・デザインなどを定めないで、ほかの事業者が製造した材料を購入する場合は、取適法適用にはなりません。

例) 一般に販売されている土壌改良材・肥料・農薬等

以上